



宮崎県公報

平成22年3月1日(月曜日)第2162号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市高洲町222番地
合資会社愛文社印刷所

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

目次	頁
告示	
○指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1	
○指定居宅介護支援事業者の指定……………() 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定……………() 2	
○指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更……………() 2	
○指定居宅サービス事業の廃止……………() 3	
○指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更……………() 3	
○指定居宅介護支援事業の廃止……………() 3	
○指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更……………(長寿介護課) 4	
○指定介護予防サービス事業の廃止……………() 4	
○道路の供用の開始……………(道路保全課) 4	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 5	
○都市計画事業の変更の認可……………(公園下水道課) 6	
公告	
○軽油引取税に係る免税証の無効公告……………(税務課) 6	
○技能検定の実施……………(労働政策課) 6	
○技能検定(随時実施3級)の実施……………() 7	
○技能検定(基礎1級及び基礎2級)の実施……………() 9	
公安委員会規則	
○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………10	

告示

宮崎県告示第90号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570105058	ケアハウスシャトル	宮崎県宮崎市高岡町内山2407番地3	社会福祉法人信愛会	宮崎県宮崎市高岡町内山2407番地3	平成22年1月1日	特定施設入居者生活介護
4570105066	企業組合介護支援事業所かすみ草	宮崎県宮崎市大瀬町454番地3	企業組合介護支援事業所かすみ草	宮崎県宮崎市大瀬町454番地3	平成22年1月10日	訪問介護
4570105082	デイサービスセンター月見ヶ丘	宮崎県宮崎市本郷北方高山2589番地	株式会社プッティング・ハウス	宮崎県宮崎市本郷北方高山2589番地	平成22年1月20日	通所介護
4570105090	ヘルパーステーション満天の星	宮崎県宮崎市本郷北方高山2589番地	株式会社プッティング・ハウス	宮崎県宮崎市本郷北方高山2589番地	平成22年1月20日	訪問介護
4570400608	デイサービスセンターファミリー	宮崎県日南市南郷町湯上252番地11	株式会社ファミリー	宮崎県日南市南郷町湯上252番地11	平成22年1月20日	通所介護

宮崎県告示第91号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項本文の規定に

より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4571800483	居宅介護支援事業所幸ちゃんの家	宮崎県西諸県郡野尻町東麓字田子の下2658番地86	有限会社ウエハラ	宮崎県西諸県郡野尻町東麓字田子の下2658番地86	平成22年1月12日	居宅介護支援
4570201998	居宅介護支援事業所さくら	宮崎県都城市祝吉町5033-1	有限会社向日葵	宮崎県都城市菖蒲原町24番地2番5	平成22年1月13日	居宅介護支援
4570105074	ケアプランセンター花だより	宮崎県宮崎市本郷北方高山2589番地	株式会社ブッティング・ハウス	宮崎県宮崎市本郷北方高山2589番地	平成22年1月20日	居宅介護支援

宮崎県告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570104796	ひだまり	宮崎県宮崎市生目台東1丁目18番地6	株式会社セイル	宮崎県宮崎市生目台東一丁目18番地6	平成22年1月1日	介護予防訪問介護
4570105058	ケアハウスシャトル	宮崎県宮崎市高岡町内山2407番地3	社会福祉法人信愛会	宮崎県宮崎市高岡町内山2407番地3	平成22年1月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
4570104994	訪問介護ステーション株式会社きさずな	宮崎県宮崎市花ヶ島町赤江町1332小田原コーポ 102	株式会社きさずな	宮崎県宮崎市花ヶ島町赤江町1332小田原コーポ 102	平成22年1月15日	介護予防訪問介護
4570400608	デイサービスセンターファミリー	宮崎県日南市南郷町渦上 252番地11	株式会社ファミリー	宮崎県日南市南郷町渦上 252番地11	平成22年1月20日	介護予防通所介護

宮崎県告示第93号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570104259	介護ステーション	宮崎県宮崎市恒久	介護ステーション	宮崎県宮崎市源藤	平成21年11月1日	訪問介護

	どりいむ	南 3 丁目11番地28号	どりいむ	町源藤 885番地24		
4570100786	株式会社宮崎ヒューマンサービス宮崎営業所	宮崎県宮崎市新城町33番地 4	株式会社宮崎ヒューマンサービス宮崎営業所	宮崎県宮崎市吉村町長田甲2351	平成21年11月24日	福祉用具貸与
4570100786	株式会社宮崎ヒューマンサービス宮崎営業所	宮崎県宮崎市新城町33番地 4	株式会社宮崎ヒューマンサービス宮崎営業所	宮崎県宮崎市吉村町長田甲2351	平成21年11月24日	特定福祉用具販売
4570200297	都城市庄内デイサービスセンター	宮崎県都城市庄内町8673	都城市庄内デイサービスセンター	宮崎県都城市庄内町8673番 3	平成21年12月18日	通所介護

宮崎県告示第94号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570200081	医療法人豊栄会豊栄クリニック	宮崎県都城市下長飯町1609	医療法人豊栄会	宮崎県都城市栄町22-5-1	平成22年1月16日	通所介護
4560190193	訪問看護ステーションあおば	宮崎県宮崎市青葉町90	医療法人社団尚成会	宮崎県宮崎市青葉町90	平成22年1月31日	訪問看護

宮崎県告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4571500497	黒木居宅介護支援事業所	宮崎県宮崎郡清武町大字船引 870-1	黒木居宅介護支援事業所	宮崎県宮崎郡清武町大字船引 857	平成21年12月10日	居宅介護支援

宮崎県告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570200081	医療法人豊栄会豊栄クリニック	宮崎県都城市下長飯町1609	医療法人豊栄会	宮崎県都城市栄町22-5-1	平成22年1月16日	居宅介護支援

宮崎県告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4570104259	介護ステーションどりいむ	宮崎県宮崎市恒久南3丁目11番地28号	介護ステーションどりいむ	宮崎県宮崎市源藤町源藤 885番地24	平成21年11月1日	介護予防訪問介護
4570100786	株式会社宮崎ヒューマンサービス宮崎営業所	宮崎県宮崎市新城町33番地4	株式会社宮崎ヒューマンサービス宮崎営業所	宮崎県宮崎市吉村町長田甲2351	平成21年11月24日	介護予防福祉用具貸与
4570100786	株式会社宮崎ヒューマンサービス宮崎営業所	宮崎県宮崎市新城町33番地4	株式会社宮崎ヒューマンサービス宮崎営業所	宮崎県宮崎市吉村町長田甲2351	平成21年11月24日	介護予防特定福祉用具販売
4570200297	都城市庄内デイサービスセンター	宮崎県都城市庄内町8673	都城市庄内デイサービスセンター	宮崎県都城市庄内町8673番3	平成21年12月18日	介護予防通所介護

宮崎県告示第98号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年月日	サービスの 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4560190193	訪問看護ステーションあおば	宮崎県宮崎市青葉町90	医療法人社団尚成会	宮崎県宮崎市青葉町90	平成22年1月31日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年3月1日から平成22年3月15日まで

宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の			
----	-----	--	--	--

番号	種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市古川 町82番10地 先から同市 同町 610番 13地先まで	平成22年3月1日

宮崎県告示第 100号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 上村地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から18号までを順次結んだ線及び標柱1号と18号を結んだ線により囲まれた土地の区域（平成9年7月24日宮崎県告示第780号で指定した第2号に掲げる区域を除く。）

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市大字富吉字五反田4613-1
2	〃 〃 〃 4595-3
3	〃 〃 〃 4595-3
4	〃 〃 〃 4594-1
5	〃 〃 〃 4593
6	〃 〃 〃 4593
7	〃 〃 〃 4593
8	〃 〃 〃 4592
9	〃 〃 〃 4592
10	〃 〃 〃 4584-3
11	〃 〃 〃 4584-5
12	〃 〃 〃 4584-1
13	〃 〃 〃 4584-1
14	〃 〃 〃 4584-1
15	〃 〃 〃 4584-2

16	宮崎市大字富吉字五反田4589
17	〃 〃 〃 4598
18	〃 〃 〃 4596

2 小松-1地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から19号までを順次結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標柱の存する土地
1	宮崎市大字小松字七田3030-3
2	〃 〃 〃 字六反田2618-1
3	〃 〃 〃 字七田3039
4	〃 〃 〃 字六反田2613-1
5	〃 〃 〃 2604-1
6	〃 〃 〃 字七田3048-1
7	〃 〃 〃 3097-7
8	〃 小松台西三丁目12-11
9	〃 〃 〃 12-11
10	〃 〃 〃 12-11
11	〃 〃 〃 12-11
12	〃 〃 〃 12-22
13	〃 大字小松字七田3062-2
14	〃 〃 〃 3097-7地先道路敷
15	〃 〃 〃 3055
16	〃 〃 〃 3052-1地先道路敷
17	〃 〃 〃 3046-口地先道路敷
18	〃 〃 〃 3045地先道路敷
19	〃 〃 〃 3035地先道路敷

宮崎県告示第 101号

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第63条第 1 項の規定により、平成18年宮崎県告示第19号による都城広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年 3 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
三股町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
都城広域都市計画下水道事業 三股公共下水道
- 3 事業施工期間
平成10年 1 月12日から平成28年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

公 告

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第 3 号) 第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成22年 3 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 免税証の種類
100 ℓ 券 1 枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
100 ℓ 券G4801382
- 4 有効期間
平成21年 3 月 1 日から平成22年 2 月28日まで
- 5 免税証に記載した販売店の名称
J A こばやし高原給油所
- 6 紛失年月日
平成21年10月 1 日

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第46条第 2 項の規定により、平成22年度技能検定試験 (前期) を次のとおり実施する。

平成22年 3 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 実施職種
 - (1) 1 級及び 2 級
造園 (造園工事作業)、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、ラップ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業)、鉄工 (製缶作業、構造物鉄工作業)、ダイカスト (ホットチャンパダイカスト)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、仕上げ (金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)、建設機械整備 (建設機械整備作業)、婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業)、プラスチック成形 (射出成形作業)、とび (とび作業)、左官

(左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、畳製作 (畳製作作業)、防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP 防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)、表装 (表具作業、壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)

- (2) 3 級
園芸装飾 (室内園芸装飾作業)、造園 (造園工事作業)、機械加工 (普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業)、機械保全 (機械系保全作業、電気系保全作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、フラワー装飾 (フラワー装飾作業)

- (3) 単一等級
路面標示施工 (溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

- 2 実施等級等
1 級、2 級、3 級及び単一等級 (各等級の実施職種は、前記 1 のとおりとする。)

- 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

- (1) 実技試験
ア 実施期日
実技試験は、平成22年 6 月 7 日 (月曜日) から平成22年 9 月12日 (日曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

- イ 実施場所
実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

- ウ 手数料
実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
造園、機械加工、鉄工、ダイカスト、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、建設機械整備、家具製作、建具製作、プラスチック成形、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、フラワー装飾、路面標示施工	16,500円
婦人子供服製造	15,400円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が 3 級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	11,000円

- エ 問題の公表
実技試験問題は、平成22年 6 月 1 日 (火曜日) 以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種に

については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾	平成22年7月25日 (日曜日) 3級の職種が対象
造園、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成22年8月22日 (日曜日) 3級以外の職種
機械加工、鉄工、ダイカスト、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工	平成22年8月29日 (日曜日) 3級以外の職種
建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾、路面標示施工	平成22年9月5日 (日曜日) 3級以外の職種

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成22年4月5日(月曜日)から平成22年4月16日(金曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会で作成する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(前記3の(1)ウに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る

手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3級については平成22年8月27日(金曜日)その他については、平成22年10月1日(金曜日)県庁本館前掲示板に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985(58)1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成22年度技能検定試験(随時実施3級)を次のとおり実施する。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

さく井(パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鑄造(鑄鉄鑄物鑄造作業、銅合金鑄物鑄造作業、軽合金鑄物鑄造作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、フライス盤作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)

）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（書籍製本作業、雑誌製本作業、商業印刷物製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業、プラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

2 実施等級等

前記 1 に掲げる職種の実施等級は 3 級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施 3 級の技能検定を受検できる者は、前記 1 に掲げる職種の基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者とする。

なお、基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者は、前期及び後期における 3 級技能検定は受検できないこととする。

4 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成 22 年 4 月 1 日（木曜日）から平成 23 年 3 月 31 日（木曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品	16,500円

製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	
機械検査、婦人子供服製造	15,400円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成 22 年 4 月 1 日（木曜日）から平成 23 年 3 月 31 日（木曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成 22 年 4 月 1 日（木曜日）から平成 23 年 3 月 31 日（木曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を明記し、140円切手をはったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（前記 4 の(1)ウに定められた額）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否通知

実技試験又は学科試験の合否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施 3 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における 3 級技能検定と随時実施における 3 級技能検定は、同等・同一のものであるが、随時実施 3 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985(58)1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成22年度技能検定試験(基礎1級及び基礎2級)を次のとおり実施する。

平成22年3月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 実施職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 実施等級等

技能検定は、前記1に掲げる検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成22年4月1日(木曜日)から平成23年3月31日(木曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

検 定 職 種	手 数 料
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙	16,500円

器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

機械検査、婦人子供服製造

15,400円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成22年4月1日(木曜日)から平成23年3月31日(木曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成22年4月1日(木曜日)から平成23年3月31日(木曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を明記し、140円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(前記3の(1)ウに定められた額)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。

なお、基礎 1 級及び基礎 2 級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月1日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

宮崎県公安委員会規則第 2 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 2（第 4 条関係）			別表第 2（第 4 条関係）		
障害の区分	障害の級別	重度障害の程度	障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
[略]			[略]		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害	[略]		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障害	[略]	
			肝臓機能障害	<u>1 級から 3 級までの各級</u>	<u>特別項症から第三項症までの各項症</u>
別表第 3（第 10 条関係）			別表第 3（第 10 条関係）		
路線名	区 間		路線名	区 間	
[略]			[略]		
東九州自動車道	西都市大字黒生野字蔵向 124 番先から宮崎郡清武町大字今泉字穴ヶ迫甲 2381 番 1 先まで		東九州自動車道	西都市大字黒生野字蔵向 124 番先から宮崎市清武町今泉字穴ヶ迫甲 2381 番 1 先まで	
[略]			[略]		
県道高岡郡司分線	宮崎郡清武町正手 1 丁目 101 番地先から宮崎郡清武町新川 1 丁目 7 番 1 地先まで		県道高岡郡司分線	宮崎市清武町正手 1 丁目 101 番地先から宮崎市清武町新川 1 丁目 7 番 1 地先まで	
[略]			[略]		

別記様式第 7 号中 「 駐 車 日 時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 」 を

「 駐 車 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 駐 車 時 間 午 (前・後) 時 分から午 (前・後) 時 分まで 」 に改める。

別記様式第 8 号中 「 駐 車 日 時 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで 」 を

「 駐 車 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 駐 車 時 間 午 (前・後) 時 分から午 (前・後) 時 分まで 」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第 3 の改正規定は、同年 3 月 23 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の宮崎県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定によりなされた駐車許可申請は、改正後の宮崎県道路交通法施行細則の規定によりなされたものとみなし、当該申請に係る駐車許可証を交付するまでは、なお従前の例に

よる。

- 3 この規則の施行の際、改正前の規則に基づき交付された駐車許可証は、当該駐車許可証の駐車日時の期間が満了するまでの間、その効力を有する。

--	--